

日向広域自衛艦艇協力会会則

事務局 日向商工会議所内

電 話 0 9 8 2 - 5 2 - 5 1 3 1

FAX 0 9 8 2 - 5 2 - 1 1 3 3

住 所 〒 8 8 3 - 0 0 4 4

宮崎県日向市上町3番15号

日向広域自衛艦艇協力会会則

(名 称)

第1条 この会は、日向広域自衛艦艇協力会（以下「協力会」という。）という。

(事務所)

第2条 協力会の事務所は、日向商工会議所内に置く。

(目 的)

第3条 協力会は海上自衛隊艦艇及び護衛艦「ひゅうが」の細島港入港等の促進と併せて乗員と市民の相互親睦をもって、地域交流を促進する。

2 海上自衛隊に対する任務の理解と認識を深め、会員との親睦交流を促進する。

(事 業)

第4条 協力会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 自衛隊艦艇の出入港協力及び停泊中の乗員の歓迎・激励に関すること。

(2) 護衛艦「ひゅうが」の入港促進の陳情に関すること。

(3) 自衛隊艦艇の入港促進するための陳情・建議及び広報に関すること。

(4) その他、協力会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(組 織)

第5条 協力会の会員は、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

2 協力会に顧問及び参与を置くことができる。

3 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(役 員)

第6条 協力会に次の役員を置く。

(1) 会長1名、副会長8名以内、理事30名以内、監事2名を置く。

(2) 会長及び監事は理事の互選により選出する。

(3) 副会長は会長が委嘱する。

2 会長は、協力会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長及び監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし任期途中交代による後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第7条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ役員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、役員2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事は、協力会の運営の全てに関し必要な協議または調整を行う。ただし、会長に委任されたものは会長、副会長で決定をする。

(事務局)

第9条 協力会の事務を処理するために、協力会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、日向商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第10条 協力会の運営に要する経費は、協力会の予算の定めるところにより、補助金及び会費、並びに寄付金、その他の収入によるものとする。

(会費の区分)

第11条 会費の区分は次のとおりとする。

- (1) 個人会費は1口以上とする。
- (2) 企業及び事業者会費は3口以上とする。
- (3) 特別企業会費は10口以上とする。
- (4) 会長は30口以上、副会長は10口以上とする。
- (5) 会費は年額として1口当たり1,000円とする。

(会計年度)

第12条 協力会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

- 2 その他協力会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(監 査)

第13条 監事は協力会の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(補 則)

第14条 この会則に定めるもののほか、協力会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附 則)

本会則は、昭和58年2月26日から施行する。

本会則は、平成20年4月25日から施行する。

役員規程第6条及び会費の区分規程第11条の改正は、平成24年12月10日から実施する。

名称第1条の改正は、平成27年7月21日から実施する。

本会則は、平成29年7月26日から施行する。